

仙台市下水道排水設備等工事検査実施要領

(平成13年2月21日下水道局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市下水道条例（昭和35年仙台市条例第19号）第6条に基づく排水設備等の新設等の工事（以下「工事」という。）の竣工検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定め、業務の適正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(検査の区分)

第2条 検査及びその対象となる工事は、次の各号のとおりとする。

(1) 書類検査

書類検査とは、竣工図書及び工事写真等に基づき行う検査をいい、その対象は屋内の排水設備とする。ただし、現地検査が必要と認められるもので別に指示するものを除く。

(2) 現地検査

現地検査とは、竣工図書に基づき現地で目視により行う検査をいい、その対象は屋外の排水設備とする。ただし、軽微な工事書類検査が適当と認められるもので別に指示するものを除く。

(検査の項目)

第3条 検査の項目は次の各号のとおりとする。なお、詳細は別紙1のとおりとする。

- (1) 公共ますの据え付け及び同ますと排水管の接続に関する事
- (2) 排水管の敷設及び宅地内ますの据え付け並びに同ますと排水管の接続に関する事
- (3) 通気管及び防臭器具の設置に関する事
- (4) 排水槽の構造及びポンプ等設備の設置に関する事
- (5) 除害施設の設置に関する事
- (6) その他必要と認められるもの

(検査の通知)

第4条 検査を行うときは、あらかじめ検査の場所及び日時を当該工事の責任技術者に通知するものとする。

(検査の立会い)

第5条 検査は、前条の責任技術者の立会いのもと行うものとする。

(中間検査)

第6条 竣工検査時に確認できない施工部分又は除害施設がある場合、ディスポーザー排水処理システム等を設置する場合その他必要と認められる場合には、中間検査を行うことができるものとする。

(検査結果の通知)

第7条 検査の結果は、すみやかに第5条の責任技術者に通知するものとする。

(再検査)

第8条 検査員は、検査の結果不適切と認められたものに関し、再検査を行う。

(準用)

第9条 この要領に掲げる事項は、仙台市地域下水道条例（昭和62年仙台市条例第88号）

及び仙台市農業集落排水事業条例（平成2年仙台市条例第53号）に定める排水設備の新設等の工事について準用する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成13年4月1日から施行する。